

# 第1章 計画策定に当たって

## 1 計画策定の趣旨

「本格的な超高齢社会」を迎えている我が国では、団塊の世代が全員75歳以上となる令和7年（2025年）を目前に控える中で、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上を迎える令和22年（2040年）を見通すと、生産年齢人口が急減する一方で、様々なニーズのある要介護高齢者が増加するなど、中長期的な人口動向や介護ニーズが地域によって異なることが見込まれています。

全国を上回る速度で高齢化が進んでいる本県では、令和22年（2040年）には高齢化率が41.7%にまで増加する一方、生産年齢人口割合は49.6%と、実に65歳以上の高齢者1人を約1.2人の現役世代が支える形になるとされています。

近年では、こうした社会構造や人々の暮らしの変化に加え、医療・介護などの複合的な介護ニーズを要する高齢者の増加が見込まれている状況においても、一人一人が自分らしくいきいきを持った暮らしを送るためには、地域の実情に応じて役割や分野、制度などの垣根を越えて支え合う「地域共生社会」の構築が求められています。

これまで、介護保険制度においては、高齢者をはじめ、障がい者や子育て世帯などが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援サービスなどが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組が行われてきたところです。

全国より前倒しで地域包括ケアシステムの構築を進めてきた本県においても、「地域共生社会」の実現に向けた中核的基盤となるこの「地域包括ケアシステム」の深化・推進が求められています。

こうした現状や本県の中長期的な将来展望を踏まえ、人や地域が繋がり多様な主体が支え合う事で、高齢者が住み慣れた地域において、生涯いきいきと暮らす事ができる社会の実現を目指し、本県が取り組む方針や施策を示す計画として、本計画を策定します。

## 2 根拠法令

この計画は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の9の規定に基づく「徳島県老人福祉計画」及び介護保険法（平成9年法律第123号）第118条の規定に基づく「徳島県介護保険事業支援計画」を一体のものとして策定します。

### 3 計画の見直し

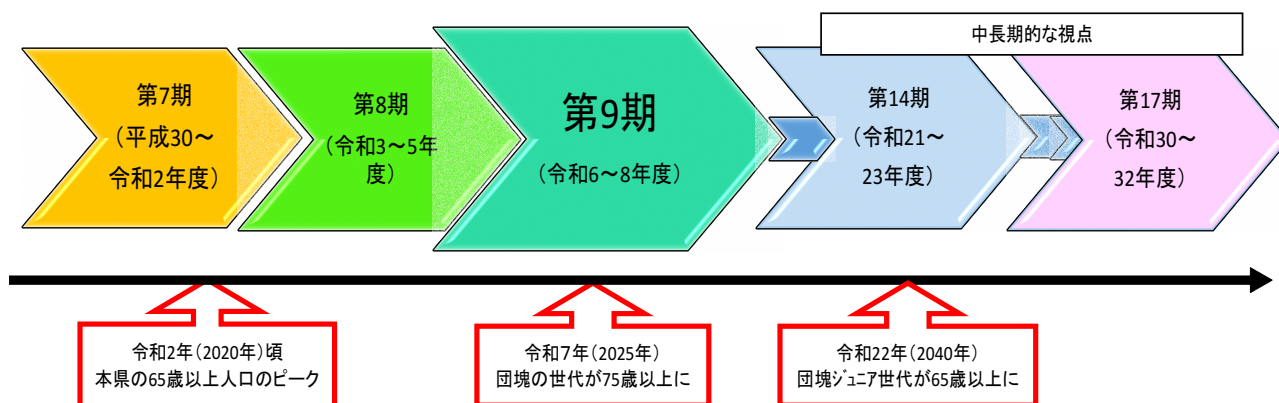
社会環境及びその他の高齢者を取り巻く状況を踏まえ、介護保険法の規定に基づき、3年ごとに策定します。

なお、計画期間中においても、毎年度、計画の進捗状況について点検・評価を行い、必要に応じて見直しを行います。

### 4 計画期間

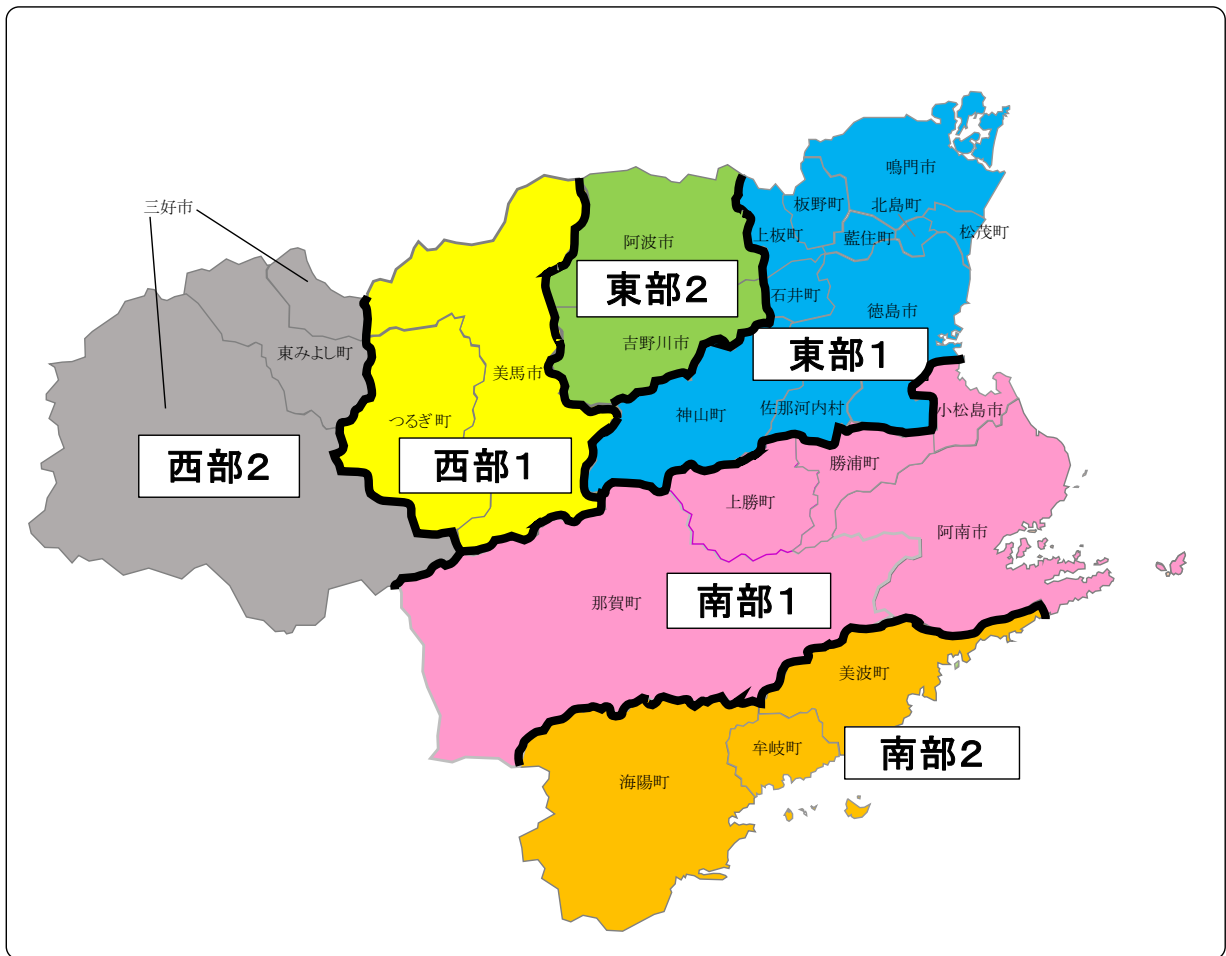
この計画は、令和6年度から令和8年度までを計画期間とします。

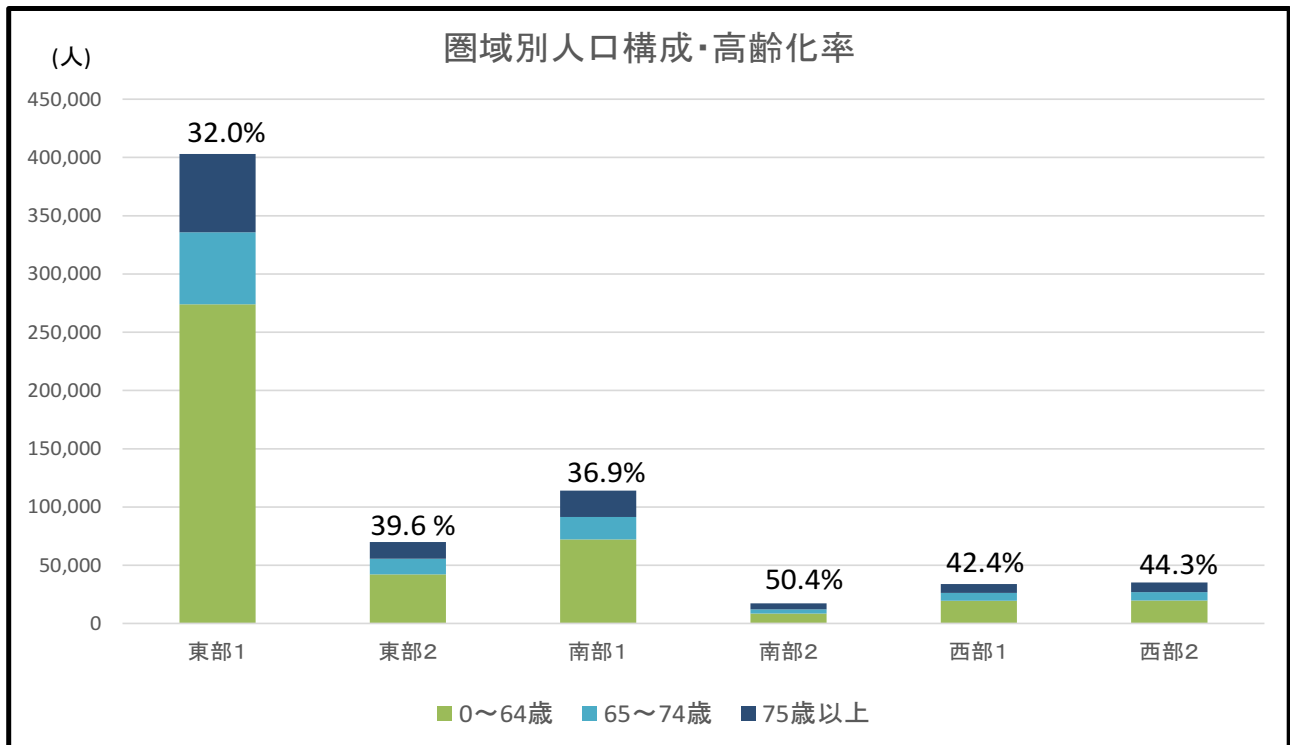
なお、策定に当たっては、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）や、令和22年（2040年）を見据えつつ、概ね令和32年（2050年）までを俯瞰した中長期的な視野に立ったものとしします。



### 5 高齢者保健福祉圏の設定

広域的な見地から計画の推進を図るとともに、介護保険給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定める単位として、高齢者の生活実態や徳島県保健医療計画の保健医療圏等を考慮して、第8期計画に引き続き東部1・東部2・南部1・南部2・西部1・西部2で区分する、次の6つの高齢者保健福祉圏を設定します。





資料：徳島県年齢別推計人口（令和5年1月1日現在）

（各圏域の概要）

#### （１）東部１高齢者保健福祉圏

東部１高齢者保健福祉圏は、県都徳島市を中心に産業、文化、行政等の機能の集積する都市部、その周辺の都市型産業地域、農村・山村地域など、多様な地域特性を持つ１０市町村から構成されています。

圏域面積は６８１．７７km<sup>2</sup>（県全体の１６．４％）で、平野部が多く、人口も集中しており、徳島県年齢別推計人口（令和５年１月１日現在）における総人口は４２９，３７５人（県全体の６１．２％）で県全体の半数以上を占めています。

６５歳以上の高齢者は１２９，０１３人（総人口に占める比率３２．０％）、７５歳以上の高齢者は６７，１８３人（同１６．７％）となっており、６圏域の中で高齢化の進行が最も遅い圏域です。

#### （２）東部２高齢者保健福祉圏

東部２高齢者保健福祉圏は、吉野川中流域に位置する２市から構成されており、圏域面積は３３５．２５km<sup>2</sup>（県全体の８．１％）となっています。

県農業の中核地域で、全国で２番目に徳島中央広域連合が設立されるなど、合併前から地域の一体性が高い圏域です。

徳島県年齢別推計人口（令和５年１月１日現在）による総人口は７０，６６７人（県全体の１０．１％）、６５歳以上の高齢者は２７，７３４人（総人口に占

める比率39.6%)、75歳以上の高齢者は14,395人(同20.6%)となっており、県平均に比べ4.3ポイント高齢化が進行しています。

### (3) 南部1高齢者保健福祉圏

南部1高齢者保健福祉圏は、圏域面積が1,199.06km<sup>2</sup>(県全体の28.9%)と6圏域中最も広く、勝浦川、那賀川の下流域の肥沃な平野部と、上流部の中山間・山間地域に位置する2市3町で構成されています。

平野部は、県南部の商業や工業の中心的地域として人口が集中している一方、中山間・山間地域は、過疎化や高齢化の進行している地域となっています。

徳島県年齢別推計人口(令和5年1月1日現在)による総人口は115,266人(県全体の16.4%)、65歳以上の高齢者は42,065人(総人口に占める比率36.9%)、75歳以上の高齢者は22,779人(同20.0%)となっており、県平均に比べ1.6ポイント高齢化が進行しています。

### (4) 南部2高齢者保健福祉圏

南部2高齢者保健福祉圏は、東南部は太平洋に臨み、北西部は山間地に囲まれた海部郡3町で構成される自然環境に恵まれた地域です。

圏域面積は525.03km<sup>2</sup>(県全体の12.7%)と6圏域中2番目に小さく、徳島県年齢別推計人口(令和5年1月1日現在)による総人口は17,274人(県全体の2.5%)で、人口の最も少ない圏域となっています。

また、65歳以上の高齢者は8,683人(総人口に占める比率50.4%)、75歳以上の高齢者は5,127人(同29.8%)となっており、3町すべてが過疎指定を受け、人口の減少とともに、6圏域中最も高齢化の進行している圏域です。

### (5) 西部1高齢者保健福祉圏

西部1高齢者保健福祉圏は、吉野川中流域及び四国山地の急傾斜地に位置する1市1町で構成される地域です。

圏域面積は561.98km<sup>2</sup>(県全体の13.6%)で、剣山や吉野川をはじめとする豊かな自然に恵まれています。

徳島県年齢別推計人口(令和5年1月1日現在)による総人口は33,991人(県全体の4.8%)、65歳以上の高齢者は14,379人(総人口に占める比率42.4%)、75歳以上の高齢者は7,554人(同22.3%)で、圏域全体の高齢化は県全体の平均に比べ7.1ポイント高く、特に山間部では、過疎化、高齢化の進行が顕著な圏域です。

## (6) 西部2高齢者保健福祉圏

西部2高齢者保健福祉圏は、四国の中心部に位置し、四国の他県と隣接する地域です。

1市1町で構成されるこの圏域の面積は、843.90km<sup>2</sup>（県全体の20.4%）で、急峻な山間部が多く、過疎化が進行しています。

徳島県年齢別推計人口（令和5年1月1日現在）による総人口は35,389人（県全体の5.0%）、65歳以上の高齢者は15,628人（総人口に占める比率44.3%）、75歳以上の高齢者は8,385人（同23.7%）となっており、高齢化は6圏域中2番目に進行している圏域です。

圏域名	構成市町村数	総人口	高齢者人口		構成市町村
			65歳以上	75歳以上	
東部1高齢者保健福祉圏	10 (2市 7町 1村)	429,375人 <61.2%>	129,013人 (32.0%)	67,183人 (16.7%)	徳島市、鳴門市、佐那河内村、石井町、神山町、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町
東部2高齢者保健福祉圏	2 (2市)	70,667人 <10.1%>	27,734人 (39.6%)	14,395人 (20.6%)	吉野川市 阿波市
南部1高齢者保健福祉圏	5 (2市 3町)	115,266人 <16.4%>	42,065人 (36.9%)	22,779人 (20.0%)	小松島市、阿南市、勝浦町、上勝町、那賀町
南部2高齢者保健福祉圏	3 (3町)	17,274人 <2.5%>	8,683人 (50.4%)	5,127人 (29.8%)	牟岐町 美波町 海陽町
西部1高齢者保健福祉圏	2 (1市 1町)	33,991人 <4.8%>	14,379人 (42.4%)	7,554人 (22.3%)	美馬市 つるぎ町
西部2高齢者保健福祉圏	2 (1市 1町)	35,389人 <5.0%>	15,628人 (44.3%)	8,385人 (23.7%)	三好市 東みよし町
計	24 (8市 15町 1村)	701,962人 <100%>	237,502人 (35.3%)	125,423人 (18.6%)	

人口は、徳島県年齢別推計人口（令和5年1月1日現在）による

< > 内は、県総人口に占める比率

( ) 内は、圏域総人口に占める比率（分母から年齢不詳を除いている。）

## 6 計画の策定体制

### (1) 県の機関内部における計画策定体制

県の機関内部における計画策定体制として高齢者保健福祉、介護保険制度の関係部・課等による「介護保険事業支援計画等検討会議」及びその「作業班」を設置し、計画策定に取り組みました。

### (2) 策定評価委員会の設置

学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、被保険者代表、費用負担関係者等で組織する「とくしま高齢者いきいきプラン策定評価委員会」を設置し、第8期計画の取組の進捗状況に関する評価・点検を行うとともに、第9期計画の策定に当たり必要な事項について協議を行い、その報告を踏まえて計画策定に取り組みました。

### (3) 市町村との調整、連携の体制

市町村への個別の聞き取り調査等により、市町村との調整、連携を図り、計画策定に取り組みました。